

○堺市教育委員会傍聴規則

昭和55年4月4日  
教育委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、堺市教育委員会会議規則(昭和31年教育委員会規則第9号)第15条第2項の規定に基づき、教育委員会の会議(以下「会議」という。)の傍聴について必要な事項を定める。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、受付において傍聴人名簿(別記様式)に自己の住所及び氏名を明記し、係員の指示を受けて傍聴席に入らなければならない。

(傍聴の制限)

第3条 教育長は、傍聴席が満員になったときは、傍聴を制限することができる。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓の類を携帯している者
- (4) 酒気を帯びていると認められる者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、議事を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を保つこと。
- (2) はち巻、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は可否を表明しないこと。
- (4) 議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長から指示されたこと。

(写真、映画等の撮影及び録音の禁止)

第6条 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に教育長の許可を得たときは、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 教育長は、傍聴人がこの規則に違反したときは、その者を退場させることができる。

2 教育長は、秘密会を開く議決があったときは、傍聴人を退場させなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年12月26日教委規則第21号) 抄  
(施行期日)

1 この規則は、平成14年1月1日から施行する。

附 則 (平成16年10月18日教委規則第11号)  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月13日教委規則第8号)  
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式(第2条関係)

傍 聴 人 名 簿

年 月 日	傍 聴 人 の 住 所	氏 名

別記様式（第2条関係）

（平16教委規則11・一改）